

設立団体の長による
第三期中期目標期間終了時の検討にかかる
評価委員会からの意見聴取について

＜趣旨＞

○地方独立行政法人法第79条の2では、第三期中期目標期間の終了にあたり、当該法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務全般について設立団体の長が検討し、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされている。当該検討を行うにあたっては、評価委員会の意見を聴くこととなっているため、意見をお伺いするもの。

※後日、改めて様式を送付いたしますので、第四期中期計画（案）等を踏まえた上で、ご意見がございましたら事務局までご提出ください。
また、いただきましたご意見の内容によっては、今後、評価委員会での審議を行う場合がございますのでよろしくお願いいたします。

＜地方独立行政法人法（抜粋）＞

（中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等の特例）

第七十八条の二 公立大学法人は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

一 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績

2～7 （略）

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

＜参考＞

○第二期中期目標期間終了時における措置について

29 総大政第 41 号
平成 30 年 3 月 30 日

公立大学法人名古屋市立大学
理事長 郡 健 二 郎 様

名古屋市長 河 村 た か し

公立大学法人名古屋市立大学に対する第二期中期目標期間終了時における措置について

公立大学法人名古屋市立大学（以下、「大学法人」という。）の第二期中期目標の期間が平成 30 年 3 月 31 日をもって終了することに伴い、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 31 条第 1 項の規定による同法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行った結果については、引き続き当該業務を継続する必要があるものと認めるとともに、第三期中期目標（平成 29 年 12 月 14 日指示）に反映したところです。

大学法人においては、第三期中期目標の着実な達成に努めるよう要請します。

名古屋市総務局企画部大学政策室
担 当 塩谷
電 話 972-2193
FAX 972-4418